

# 平成25年第1回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成25年1月22日（火曜日）

---

## 出席委員（7名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	関田 正民 君	委員	御殿谷 一彦 君
委員	床鍋 義博 君		

## 欠席委員（1名）

委員 和地 仁美 君

## 委員外議員（3名）

議長	尾崎 信夫 君	17番	東口 正美 君
20番	佐竹 康彦 君		

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君
主事	吉川 和宏 君		

## 出席説明員（なし）

## 会議に付した案件

- （1）市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- （2）（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討

午前 9時46分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成25年第1回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

---

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

本日は2巡目の議論で、結論を先送りした項目の再検討を行います。

委員の皆様には、さきに正副委員長において論点整理をしました資料をお送りしておりますので、この内容に従いまして進めてまいります。

初めに、2ーイ、定例会の回数と会期設定について議論を行います。

2巡目の議論の中でも、「通年議会には賛成だが、一事不再議の問題をどうするかなど詳細な検討が必要である」との意見に対して「現状の年4回の定例会で問題はなく、通年議会の必要性は感じない」との意見もございました。また、「市長の専決処分を減らし、議案について議会が関与していくことのメリットは大きい」という意見もございました。そういう中で、通年議会のメリット、デメリットをもう一度精査をして、議論を行うということになりましたので、この点につきまして御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 通年議会のほう、私としては進めていきたいなと思っているんですけど、この一事不再議に関しましても幾つかいろんな意見が、要はいろんな議会でやられてるようでございます。

その中で、お話の中では、この一事不再議というものをそんな厳密にというか、例えば1年通しての議会だから1年間、一たん決めたことが、1年間決め直しちゃいけないということではないという議論も一面ではあります。例えばの話、具体的に言えば、例えば3月の定例会を開いたときに、定例会の最中はそれはしなきゃいけないとかっていう、何か別の締めをすれば、例えば3月にやったことを12月にまたやっちゃいけないってようなことにはとてもならないと思いますので、その辺はちょっと弾力的な解釈または制度の見直しをさしていただいて、その一事不再議の件に関しては克服できるのではないかなというふうに思っております。

○委員（尾崎利一君） 今回は、正副委員長の論点整理についても2巡目ということがあって、方向性出すというより、これまでの議論を整理していただいたということだと思いますけれども、ここで出されているメリット、デメリットをもう一度精査をするっていう点で、やはり出し合っていく必要があるんじゃないのかなというふうに私思います。

それで、通年議会になったとしても、当面は同じような運営になっていくんだろうっていうふうに思いますけれども、一事不再議の問題については今御殿谷委員からもお話ありましたが、これは別にきちっと定めることで回避をできるというふうに私も思いますし、それから、最近とりわけいろいろ政権が不安定になってることも関係してると思いますけども、3月のぎりぎりにならないと来年4月以降のものについて決まらないというような状況もあって、3月の本当の末に決定をして市長の専決処分になるという事例もふえていくという状況の中で、やはり私としては通年議会にして、そういう専決処分を極力減らしていくという対応を議会としてはとるべきなんではないのかなというふうに思います。

○委員（関田正民君） 私は今までどおりで、現状どおり年4回で、別にほかに支障はないのかな、何もこの4回で問題はないのかなと、私は現状どおりでいいと思いますね。

○委員（中村庄一郎君） 私も関田委員と同意見でございまして、現状の4回の定例会でいいのかなというふうに思っております。

というのは、専決処分の問題も、たしか議運でしたっけ、これでしたっけ、でいろいろ、中ではいろんな保障に対する、そういうあれの問題なんかも検討してきたわけですし、そういう部分では特に専決処分にかかわるところなんていうのは、やっぱりそういう部分っていうのは多いのかなというふうに思っているわけです。

ですから、一部のそういうところの部分も、検討してあるわけですし、通年議会にしなくても、現状どおりそれほど支障があるとは思えないのが現実であります。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 要は今の現状を見ると、ちょっと今尾崎委員が言ったように、本来もう少し議会でやりたいっていう話もあるんですけども、今のところ議長と、それから市長とのそういう議会と市側との間というのはそんなに悪くはないとか、順調にやっていますので問題はないと思うんですけども、今後何かのときに、要は議会を軽視したような市の動きがもし出てきたような場合が、今そうだという意味ではございません。今後の保障という意味でも、いわば通年議会っていうのを一応ちゃんと制度として設けておくことによって、議会独自の動きができる。何かあったときに議長がすぐ議員を集めて、それについて議論ができるっていうことが、これで、通年議会やることによって保障がされるんじゃないかなというふうに思っておりますので、できれば私はやったほうがいいんじゃないかっていうふうに思っております。

○委員（床鍋義博君） 今、御殿谷委員のほうから議会の招集権について、もし対立があったときにはっていう、議会のほうがうまく機能しないんじゃないかっていう形の、今出されたんですけど、それ議会の招集権のところでも一回私が提示したときに、実はそれはもう今の現状の段階でも議長が招集できるっていうところで担保されているからよいのではないかっていう意見があったんじゃないでしょうか。それだと、今言ったことは、もしそういった状況にあっても議長が招集できるわけですから、そういう点においては通年議会のメリットとしては別に関係ないのかなというふうには1点思います。

もう一つ、今通年議会のメリットとして専決処分を減らすっていうことが注目されてますけど、過去僕の知る範囲で議事録確認したところで、過去に市長の専決処分を議会が反対とか、否決とかしたことがないんじゃないんでしょうかね。これから起こる可能性があるということで、それを事前に制するという点ではあれですけど、今まで余らないのであれば、現状もちろん権利としてそういうのをとっておくという考えはあるのかもしないですけども、それであればほかの解決方法を先に進めるほうが、まだまだ効果があるのかなと。今現状、私のほうではそれほどメリットを感じないということで、通年議会に関しては、今はそれほどメリット感じてないです。

以上です。

○委員長（中間建二君） 今の専決処分を議会がどう取り扱うかということで、これは過去にも議論あったんですけど、専決処分を市長が行った場合に、議会としては対抗措置はないんですよ。結果的に専決したものは法的に有効であって、それを議会が仮に専決を認めないという判断をしたとしても、処分そのものは有効になるっていう制度になってますので、仮にそのときに後で専決処分はよくないっていう意見としては当然出ることはありますけれども、法的にはそれをひっくり返すことは、専決処分そのものはできないというのが、今の制度上そういうふうになってるということは御理解いただきたいと思えます。

○委員（関野杜成君） 通年議会と、実際今の現状のというところで、ある意味スピード感、何か起こったときにすぐということで動くのであれば、通年議会のほうがスピード感があるのかなと。理由としては、例えば年4回という形で議長のほうで招集をかけて議会を開くってなると、たしか何日前かなんかにそれは招集をかけないといけないとかってというのがあったと思うんですね。そうなると、じゃあすぐあしたというふうになったときには、多分今年の年4回という形では開くことができないと。ただ、通年議会というふうにしておけば、何かしらそういう急遽議会として招集して議決をするべき案件が出てきたときに、通年議会の場合はすぐあしたというような形ができるのかどうか、ちょっとその部分、私はできるのかなと思うんですけど、ちょっとその部分事務局のほうでわかったら教えていただきたいんですが。

○議会事務局長（石川和男君） 通年議会のメリットって言われまして、過去にも議論がありましたけども、年間を通してほとんど開会してること、会期中ということになりますので、招集手続を経ずに議長の判断で随時本会議を開くことができると、このように承知しております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） そうなると、ある意味メリットとしては、その時間的な問題としてのメリットが出てくる。なおかつ、今先ほど言ったように、専決処分の件についても、今委員長が言われたように市のほうからすれば、専決処分をする理由としては、議会が開会されてなくて定例会まで待てないから、先に市として専決を行って、それを執行していくという、多分理由だと思うんですね。であれば、やはりしっかり議会がそういうものを全て見ていこうという気持ちがあるのであれば、ある意味通年議会という形を行っていくと、専決処分というものが減ってくるのではないかと。

今、委員長も言われたように、その専決処分をされてしまえば、幾ら文句を言っても何も変わらないと。ただ、通年議会の中でそれを議案として出していただいて、そこで審議をするということであれば、ちょっと問題があるなということになれば、専決できないわけですし、議決もできないわけですから、議会としての権能という、そこに当たるかどうかわかんないですけども、そういった意見が言えるということになるので、通年議会は通年議会としてのメリットは、私はあるのかなというふうには思っています。

じゃあ、関野どちらがいいんだということになってくると、私としてはどちらかといえば、そういったメリット——デメリットの部分はちょっと浮かばないので、ある意味今よりもよくするというのであれば通年議会という形になったほうが、いろいろと議会としての立場的に意見も言えるようになるのかなというところで、通年議会のほうがいいのかというふうには、今皆さんの意見を聞いてて感じました。

○委員長（中間建二君） 今、メリットとしての専決処分を減らしていく、また、スピードの問題ということで何人かの方から御意見ございましたが、デメリットとしてどういうふうにこの通年議会というのを捉えていくのかということについても御意見がありましたら御発言をお願いいたします。メリットばかりですと結論が出ちゃうので、デメリットについてどういうふうに捉えていくかということでございますけれども。

○委員（御殿谷一彦君） 僕自身は特にないってような考え方なんですけど、ただ、個人的に言えば、例えば私自身が今3カ月単位でいろんなものをサイクルとして考えておりますので、それ自身は当然これからももし通年議会をやろうというふうに決めたとしても、3月定例会の、ちょっと名前はどうか分かりませんが、3月定例会、6月定例会、9月定例会っていう、この形は当然踏襲していただきたい。毎月やるってことは、とにかくとてもじゃないけど活動もたないので、そこはそうしていただきたいというのと、あと、そういう関田委員とか中村委員がおっしゃってるように、現実的な議会そのものの開きっていうもの

は、今の3、6、9、12っていうのは当然踏襲していっただろうっていうことで、特にそれが変なふうな、通年だから毎月やろうとかっていうことでもならない限りは、特別な問題にはならないんじゃないかなと思います。むしろそういう意味で、非常事態のときとか、何かそういう専決の問題だとかっていうところの保障されるということで、むしろ私はデメリットは見受けられないんじゃないかなっていうふうに思っております。

○委員（中村庄一郎君） ごめんなさいね、今の意見をついていうことになる、そうするとね、いや、議長の招集によって臨時議会だつて開けるわけでしょ。そういうことなんです。そうしたら、今のままでも臨時議会開けるんですよ。そういうことですよ。だから、それはそれとして、例えばそれなりのあれが出てくるかどうかは別としても、案件が、懸案がついていうか、何かそういう形のもが出てくるかどうかわからないけども、そうなってくると、あえて通常の今のままで3、6、9、12、それがあれば、ちょっと、何て言うのかな、私が今ずっと考えてることは、今までもずっとこのあり方をやってきてもそうなんですけども、やっぱり議員としての裁量権とか裁量の問題も少しいろんなふうに考えていかれたほうがいいのかなというふうには思うわけですよ。

ですから、そういう部分ではやっぱりあえてそういうものを確保するよりも、そういう手法をとっていくとかですね、そういう部分のことでやっていけたらどうなのかなと。

ですから、先ほどもお話ししたように、通常議会のままでも決して何の支障も——何の支障もつていうこともないですけど、支障はないのかなというふうに思うわけでありまして。

○委員長（中間建二君） 今の招集手続のことで、今お話ございましたけども、議員の手引きの16ページに、招集と招集権者、また、招集の告示、議長、議員の招集請求ということで定められてる内容についての説明文が載っております。

(2)の招集告示のところですけども、これは東大和市の告示式条例に基づいて、議会を招集する場合については市役所前ロビー及び南街市民センターの掲示場に掲示をするという手順を定めてることと、また、招集は市にあっては開会前7日までに告示をするということが規定をされておりますが、緊急を要する場合はこの限りではないということでございます。

それから、議長、議員の招集請求ということで(3)のところがございますけれども、地方議会の招集権は長に専属しているが、議会運営委員会の議決を経て、議長から臨時会の招集請求があった場合及び議員の定数の4分の1以上の者から臨時会の招集請求があった場合には、20日以内に長はこれを招集しなければならないと、このようになっておりますが、ここはそのまま変わってないですね、この手続そのものは法律上、変わってる……。

このような形で一定の、市長が招集する場合もしくは議会の側での招集請求をする場合も、一定の日数を要するということがルール化されてるということで、通年議会というか、その会期を長くとった場合には、この日数についての制約がなくなるということが一つ。

ただ、当然のことながら、きょう発してあすつていうことについては、なかなか現実的には難しいということも当然だと思いますけれども、このあたりの制約がなくなるということの御理解をいただければと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 済みません、ちょっと確認なんですけども、例えばの話、今の委員長がお読みになられた16ページのところで、これをもうちょっと私なりに読み解釈すると、地方議会の招集権は市長に属し

ているが、議会運営委員会の議決を経て議長から臨時会の招集請求もできるというような意味合いだというふうに捉えます。それで、また、この場合に、その請求があった場合には、20日以内に、20日間市長は招集しなくてもいいというふうに、非常にネガティブな言い方しますが、というふうに読めるんだというふうに私は思うんですね。

そうすると、さっき関野委員さんがおっしゃったように、変な話、20日、3週間、議長が集めたいと言った、議長、議会が集めたいと言っても3週間開かなくてもいいという、そういう、非常にちょっと変な言い方ですけど、なってしまう。ちょっとここをやっぱりそういう意味で、何かのときに、今は関係性が非常にいいから何も問題もないと思いますけども、何かのときにこれが足を引っ張るようなことになってしまうんじゃないかなというふうにも、ちょっと私は考えないでもないんですけども。

○委員（関野杜成君） 今御殿谷委員言われたように、ある意味ハードルというか、その越えなければいけないものがやっぱり今の状態、年4回という形になると出てくるので、やっぱそういうものがなく、議会としてそういった何かしらの案件が出たらそういうものをやりたいとか、例えば委員会でもそうですし、委員会として特定事件調査とか何かを行ったり、新しい議案として委員会でやるにしても議決を得なきゃいけないとか、そういったことが起こると、じゃあ次の定例会まで待ってとか、そういうやっぱり時間的なものが起こるので、もし今後議会としてもっと議論していったり、市をよくしていくというか、どんどん進めていきたいということであれば、やはり通年議会という形のほうがいろいろやるに当たっては、私はメリットがあるのかなと。

先ほど委員長のデメリットについてというところだったんですけど、どちら側から見ればデメリットなのかということですが、ある意味現状から通年にした場合のデメリットということでは、ちょっと考えてもちょっと出てこないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 今、招集権についてお話あったんですけども、これ先ほどの繰り返しになるんですけども、1巡目のときに私からのたしか提案のときに、事項のを載せたときに、この話をしています。そのときに、そういう市長だけが招集権者であったときにはまずいんじゃないかっていう話をして、そのときに議長がこういう、今の同じことですね、16ページのところの規定があるから大丈夫じゃないかっていう話があって、それで皆さん多分納得されて、その1巡目でその話消えちゃったと思うんですよ。

もし今、これは通年議会のことと招集権の問題と別っていうか、関連してるかもしれないですけども、招集のところで一つ議題を挙げたときに、その話をしないで今ここで話をするのであれば、なぜそのときにもっともっと深く議論していただけなかったのかなと。私はどっちかという、議長の招集権が確立されるべきだっていうことで、第1巡目のときに話したんですけども、そういうことであれば、このもう一度前回の1巡目のときに漏らした案件というか、そういう案件もう一回これ出す必要があるんじゃないですかね。その議決権がメリットの大きい一つであるとするならば。

それと、デメリットないって話を今あったんですけど、もちろんこれ通年議会やったことないんで、デメリットまだ実際には運用してないんでわからないと思うんですけども、予想されることとしては、実際問題として市長の専決処分に関して全て関与していくっていうことであれば、これはかなり煩雑な手続になるとは予想されます。

ですから、本当に細かいことで市長が決めることも、そのぐらいいいじゃないかっていうことがなくなる

可能性が、もちろんある意味授權っていうか、権利は与えてる分に関しては、議会が承認を事前に承認与えてる分に関してはそうではないのかもしれないですけども、そういったことの、会議がふえるのと、会議がふえるのは嫌ではないんですけども、そのことによって手続が円滑にいかなくなるっていうか、スピーディーなものがなくなる可能性はあると思います。

○委員（尾崎利一君） ちょっと、今招集のことでいろいろ議論になってるので、もし地方自治法の改正等で何かこれに関することがあるのであれば、ちょっと事務局のほうから説明いただきたいんですが。

○委員長（中間建二君） 1巡目の議論のときにも確認をしましたが、議会の招集権そのものは市長にあると。その後、尾崎議員のほうからも御指摘があったように、議会側は招集権ではなくて招集請求権が議会側にあるということを確認をしたということでございます。

また、さらにその後の昨年の地方自治法の改正によりまして、議長等が臨時会の招集請求を行って、本来は20日以内に開会しなきゃいけないということが規定されてるわけですが、市長がそれでも招集をしない場合については、議長が臨時会を招集することができるという自治法の改正が出されたということでございます。

それで、この通年議会の議論で余りよろしくないという例というか、なぜこれが議論されるのかということを考えてきたときに、やはりその数年前の阿久根市の例があるわけですね。結局議会に、全く議会に諮らせずに、副市長の人事まで、職員の給与等までばんばんばんばん専決処分をやると。議会を招集せずに専決処分のみで運営をしていくということが、大変に極端な例だけでも、そういう事例があったと。要はそういう本当に悪い市長が出てきたときに、制度上議会としてどう対抗していくのかという、こういう問題があって、この通年議会のことについてもそれぞれ各自治体において、その前からもありますけども、議論なり取り組みがなされてきたということで、今般の地方自治法の改正についても、市長がそれでも招集しない場合には、議長が臨時会を招集することができるというふうな改正になったのも、そのような悪い例の反省を踏まえてのことだと思いますけれども、ですから、その臨時会20日、今のこの規定の20日間をもってしても招集しない場合には、招集そのものを議長が、臨時会の場合ですね、議長が招集できるというところまでは、制度上は担保されてきたということについては、御認識をいただきたいと思います。

○委員（尾崎利一君） 直接にあれですけども、床鍋委員がさっき言われた、招集権のときにこの問題もっと深くやるべきだったんじゃないかという点については、地方自治法でそう定められているんだと、法で。ということを確認して終わったっていうのが1巡目の議論だったと思うんですよね。だから、法でそういうふうに手続も含めて定められていて、それを乗り越えて東大和市議会として議長に招集権を付与することにはならないんじゃないかっていうことの確認でこの議論は終わったって私は理解してますので、そのとき深い議論しなかったのはおかしいっていうことには当たらないんじゃないのかというふうに思います。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時27分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

定例会の回数と会期設定の問題で3巡目の議論を行ってまいりまして、さまざま御意見いただきましたけれども、今のところ一致をすところまでは至っていないわけでございますが、また一方で、この特別委員

会として、この通年議会の問題に対して採用するもしくは採用しないという断定的な判断、結論を出してしまった場合に、その将来的な対応が非常に困難になるということもあろうかと思っておりますので、この特別委員会の結論としては、採用する、採用しないということについても結論が出なかったということで、長期的な課題として別途議会の中で協議、検討を重ねていただくというような形で取りまとめを行いたいというふうに考えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、そのような取りまとめと……

○委員（関野杜成君） 別途議会の中でというのはどういったことでしょうか。例えばどっかの委員会であつてという話になるのか、今後、とりあえずは今回は一致はしなかったけれども、またそういった話が出てきた場合はどこかで話し合いがされるとか、そういうことなのか。

○委員長（中間建二君） ですから、当然のことながら、協議する場所としては代表者会議もあり、議会運営委員会もあるわけですが、特別委員会としては、今ここではっきりとした結論は出せないということの確認という意味で、どこでどう検討するかについてはそれぞれ代表者会議もしくは議会運営委員会の中で、それぞれの御意見、御発言があった中で検討課題になった場合に検討していくということであつて、今この段階で私のほうからどこでどうつていうことは言えないというふうに思っています。

それでは、この項目につきましては以上とさせていただきます。

では、ここで10分間休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時38分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の議題に入る前に、先ほどの自治法改正の説明のところ、専決処分の問題についてちょっと補足して御説明させていただきますと、今までの長が行った専決処分について、議会が不承認とした場合においては、その処分の効力に影響はないということが今まででございましたけれども、先般の自治法の改正の中で、この専決処分の問題について、新たに条例や予算に関する専決処分を議会が不承認としたときには、長は必要と認める措置を講じるとともに、その旨を議会に報告しなければならないという自治法改正が、先般の、昨年度の改正の中でもなされてるということでございましたので、この点については補足して御説明をさせていただきます。

それでは、引き続きまして2ヶ、議員の発言権の保障につきまして議論を進めたいと思います。

2巡目の議論の中で、「予算、決算特別委員会における審査において、総括質疑を会派に時間で割り振りを行い、款別審査においても時間制を導入する。また、会派による締めくり質疑を行う」等の案につきまして、審議日数をこれまでよりもふやすということを前提におおむね賛同が得られたわけでございますが、1名の委員から時間制導入に対して反対する意見がございました。

そういう中で、より審査が活発になり議員の発言権が保障される方向で特別委員会としての意見を取りまとめたいというふうに考えてございます。この点につきまして御意見がある方は御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 反対する1名の委員ですので、発言したいと思いますが、まずここに書かれている総括質疑を会派に時間で割り振りを行い、款別審査においても時間制を導入すると。会派による締めくり質



疑を行うという提案ですけれども、そもそも総括質疑が採用されるに至った経緯から言うとね、要するに款別審査ではどの款というふうに特定できない、全体にわたるような問題について質疑をする場所がないという意見が理事会で出されて、それでは款別に特定できない、幾つかの款にわたったり、全体にわたるような問題について質疑をできる時間をつくろうということで総括質疑が導入されたということなんです。

ですから、議員全員が委員になっている、この予算、決算特別委員会における、ほかの款別審査と同様に、ただ全体にわたる問題、款にまたがるような問題について総括質疑を同じような形で、ほかの款別審査と同じような形で全委員に保障されたというのが私の理解です。そういう経緯からいうと、これを会派に時間で割り振るっていうのは、その経緯と別の形で総括質疑っていうのを考えているということになると思うので、提案者にどういう趣旨で、この総括質疑、それから締めくり質疑についてもどういう趣旨でこういう提案をされたのかという点について、まず伺いたいと思います。

○委員長（中間建二君） これ提案者ということでございますが、1巡目の議論を終えた後に正副委員長において、より審査が活性化する方向での取りまとめの方向として提案させていただいたわけですが、その趣旨としては、要は今の予算、決算の審査は1つの審査に対して2回までという発言のルールを設けてる中で、より審査が活性化をしていく、また論点が明らかになっていく、議論が深まっていくっていうことを考えたときには、回数制限ではなくて時間制約の中で幅を持たせたほうがより議論が深まっていくのではないかと趣旨での御提案、正副委員長の意見の取りまとめということで、御理解をいただきたいと思っております。

ですので、当然その、今までそれぞれ皆さん、予算委員会、決算委員会経験されてますけれども、一回の質問でたくさん項目並べてやらなきゃいけないということのやりにくさということもいろいろ感じてるところ、ここは共通認識も恐らくあるかと思っておりますので、これをどういうふうな形でより審査が活性化していくか、活発になっていくかっていうことを考えたときに、こういうやり方ができるのではないかと、総括質疑及び款別審査においても、回数ではなく時間でやっていってはどうかということの御提案でございます。

それから、締めくり質疑というのは、東大和市議会では採用しておりませんが、他の議会においては採用されてるというお話も聞いておまして、それは、意図としてはそれまでの審査、議論を重ねた中で、最終的に賛成、反対の態度を表決する前にきちっと一定の議論を重ねてきた中での議論を再度行うことによってより論点が明らかになっていくのではないかと趣旨でございますので、正副委員長の御提案としてはそのように御理解をいただきたいと思っております。

○委員（尾崎利一君） 総括質疑の出た経緯とね、この提案との関係については、そうするとどういふふうに考えたらいいんでしょう。

○委員長（中間建二君） 総括質疑を、東大和市議会の予算、決算の中で採用する経緯としては、尾崎議員がおっしゃったとおり、款をまたいだ全体的な問題について議論する場がないということで、総括質疑の場所を設けるということで一致したことはそのとおりでございますけれども、その経緯と今ここで言ってる、会派で時間制を導入する中で回数制限なく自由にやりとりができるということは、何ら矛盾する話ではないというふうに理解をしております。

○委員（関田正民君） 総括質疑というのはいいことなんですけど、今までの例を見てるとね、款別の質問なんですよ。決して総括じゃないんですよ。だから、結構こういう言葉はどうか知らんけど、無駄が多いの

かなと。また、質疑の中でも款別に総括にしちゃうようなことをまた質問してるということで、やっぱりこれここにうたってあるように、会派に時間で割り振って極力そういう無駄を省いたほうが、俺はいいのかなというふうに思ってますね。

○委員（尾崎利一君） 今の関田委員の発言で、総括質疑と款別質疑がダブるという問題が、私があったかどうかというのには認識してませんけれども、もしあったとして、それを会派に時間で割り振ることで解決できるっていうふうには私はならないというふうに思います。

それと、ここで書かれているのは、款別審査については、これは会派ではなくて各委員に時間制を導入するっていう認識でいいんでしょうか。

○委員長（中間建二君） 正副で御提案した趣旨としては、総括質疑、款別審査とも会派に対しての時間制を設けていくということの考え方でございます。

○委員（尾崎利一君） 総括質疑、締めくり質疑、どういうふうな形でやるのか、どういう位置づけでやるのかによって変わってくると思いますけれども、そこについて会派についてというのは、まだ理解ができるんですけども、予算特別委員会も決算特別委員会も全議員を委員として審査をするということになってるわけですから、款別審査についても会派に時間制を導入するっていうのは、これはどういうことなのか。ちょっと、その委員会、全議員が委員となってる委員会の審査において、その会派で割り振るという考え方そのものがなじまないのではないかというふうに思うのが1点と、それから、実際にこの時間制の導入をするっていうふうになったときに、今までの予算特別委員会、決算特別委員会でも款によってもかかる時間は違う。それから、委員によっても質問をその款については全くしない委員もいるし、たくさんその款について質問する委員もいるということで、単純に22ないし21なりで割り返して時間制を導入しても、これはうまくいかないし、これまでの審議を逆に拘束するということにもなりかねないと思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○委員（御殿谷一彦君） 僕は時間制にしていきたいなと思って、もう議員になったときからちょっとこのやり方は不思議だなと思いながらずっと委員会に出てたんですけど、この委員会って予算委員会のほうです。予算、決算委員会のほうですけど。

今の尾崎議員からの御質問のところ私なりに考えたところでは、とにかく今の1つの款に対して2回しか立てないっていうか、立ち上がれないっていう制限でいきますと、本当に人によってはその中で10の項目をやったり、またそれ以上の項目を出したりして、最初に言った項目が一体どこに行っちゃったんだかって議論してる中でもわけわからなくなってしまって、市側もそれがいつの間にかミスしてしまって、何か話がおかしくなってしまうという事例もなきにしもあらずじゃなかったと思っております。

今、別のところで、要は議員が自由についていうか、みんなで議論し合おう。それから、市側とも自由な議論していこうみたいな、なんていうか、話も出ている中で、やはり委員会の議論の仕方というのは、やはりやりとりしながら、これについて質問があるんだけどもおかしいんじゃないか。いや、その答えが出たら、その答えについてやはりもう一回それはやっぱりおかしい、またはまたそれをやりとりするっていうような、そういう議論をやっぱりしていくことが大事なんじゃないかと思う。2回しかできないとなると、2回目の質問に対する答えに対してまた質問できなくなってしまいますので、そういう意味では時間制にしてやりとりが自由にできるってことは大変重要なことではないかなと思っておりますので、ここ時間制にするってことは大事だと思います。

それから、あと議員個人に割り振るっていう一つの御提案がございましたけども、（尾崎利一委員「いや、別に提案してないです」と呼ぶ）お話がありましたけども、これやはり、例えばその会派において、例えばある款が得意な人、こっちの教育が得意な人または総務系が得意な人、建築系が得意な人、いろんな人がいるわけですから、そういう意味で、その会派に割り振ることによってむしろ話が深まる。その人の得意な人にその話をある程度任せて話を進めることができるということでは、会派に持っていったほうが、会派に時間を割り振ったほうがいいっていうふうには私は思っております。

○委員（関野杜成君） どちらがというような答えを考えると私も時間制かなというふうには思っています。正直、今御殿谷委員言われたように、2回質問して終わりだと何かしっくりこないというか、その後もう一回聞きたいことがあったりっていうものもありますので、やはりそこで予算を決定するまたは決算を決定するところであるならば、疑問と思ってる部分を払拭した上で決めていかないといけないのかなというふうに思うので、そういう意味では2回とかいうよりも、その時間というところで行ったほうがいいのかなど。

それと同時に、今御殿谷委員の言ったところを私は同じことを言うような感じになっちゃうと思うんですけども、やはり会派というところに時間を与えたほうが、款別によってっていうところでは、会派に渡してれば、その分1人の人が会派分質問もできるようになりますし、ただ、1人となると、やはりその制限が出てきてしまうのかなど。メリットとしては、私は無所属なので会派というところがかからないですけど、もし会派として考えた場合は、やはり会派に時間というふうにやったほうが、より深く質疑ができてくるのかなど。

ただ、この中でももし会派にというような形で時間制を取り入れた場合、質疑の部分だけの時間をとるのか、それとも答弁までを入れるのか。ここの部分が大ききな差になってくると思うんですね。なぜかといえば、一般質問等で見てても、市側の回答の仕方によっては、それに時間をとられてしまったりというふうになるので、そこに関しては実際時間制を導入というのの一致が見られたときに、じゃあどこまでの時間にするかという話になると思うんですけども、私の中ではこの時間制というもののほうが、取り入れるのであれば、そちらのほうが質疑も多くできるのでいいかなというふうには思っています。

○委員（尾崎利一君） 趣旨は、議員の発言権の保障と審査をより活発にするっていう趣旨だと思うんですね。そうすると、1日になるか2日になるかわかりませんが、審議日数をふやすということを前提にしてるわけですから、今2回という制限について、これをなくしていくということで、この審議日数で足りるのか足りないのかっていうのも現状でわからない。要するに、自由に聞きたいことを聞き答弁を得るといって審議をやった上で、それで足りないという状況なのかどうかもわからないっていう現状のもとで、時間制を導入するっていう必要はないんじゃないかと。

それから、もう一つはやはり議員全員が委員として一人一人がその特別委員会の委員としての権利を持った委員会に臨むわけですから、会派に時間を、総括質疑、締めくくり質疑については先ほど言ったように、位置づけ等によって考えが変わってくると思いますけれども、審議全般について会派に時間を割り当てるっていう考え方そのものが、私はなじまないんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、私としては予算、決算特別委員会の審査の活性化のために審議日数をふやし、質問回数制限等についてなくしていくという方向で審査を活発にしていこうということで一致が見られればというふうに思います。

○委員（御殿谷一彦君） そういう意味では、私は尾崎委員に賛成なんです。だから、質問回数の制限をな

くしていく。ただ、それをやっていると、私1人で24時間やったっていいって話になってしまいますので、やはり、「やるの」と呼ぶ者あり）いやいや、それはできませんけども、ただ、それに近い話ができないわけじゃないので、そのためにもやはり1日ふやした上である程度の制限は設けなきゃいけない。やはりそれなりの皆さん議論をやってく中で、ここはちゃんと1日でおさめましょね、3日間でおさめましょねっていう、そういう約束事はやっぱり守っていかなきゃいけない。そのためにはやはり時間を制限していくっていうのは、制限というのは時間の制約をやっぱり設けておくっていうのは、これはやっぱり最低限必要などころではないかと思う。

だから、もう質問は何回でもできますよ、そんなに同じ質問何回もやってもらっちゃ困るんで、そこはもう理性的にやってもらうしかないんですけども、何回でもできますよ。そのかわりに時間的にはやっぱり制限ましょっていうのが、やはり必要ではないかというふうに思っております。

○委員（中村庄一郎君） 正副で決めたことはこういうことであります。

今の2回ということの制限自体が、まずは、どちらの市へ行って、いろんな議員さんともお話ししても、あんまり理解のできるところじゃないんですね。理解っていうのはどういうことなんだということなんですね。これはもう普通に一般的に考えても、誰が見てもしっかりとわかりやすい方法をとるべきだなっていうのがまず1点ですね。

それから、時間制にしたのは、やはりいろんな意味でやっぱり日数をふやしても、やっぱりいろんな質問が出てくるのがまず第一であることが、まず一つであるから、やっぱりこれは当然時間制にして割り振っていくっていうのが、一番時間のはかり方っていうか、会期の持っていき方からしたら、まずこれは順当であるというふうに思うわけです。

ただ、その時間の割り振り方、会派に割り振るっていうのは、これから検討の材料にさせていただいて、例えば款ごとに何分っていうふうに決めてくのか、全体で何分って決めてくのか、または総体は何分で、じゃ款の中では何分ですよっていうふうに決めてくのか。それによって、先ほどの意見もありましたけども、それぞれ会派の中でも得意分野がみんなあるということで、この款は俺にやらせてくれ、この款は俺にやらせてくれっていうのはあるかと思えますよね。その中で会派の調整も必要になってきますよね。そういうことが、全ての議会としての中の、この特別委員会、予算、決算の特別委員会のあり方自体をしっかりと見詰め直す部分になるのかなと思うんですね、提案としてはね。だから、そこのところはやっぱりこれから時間とか制限っていうのはやっぱり決めていくべきではあるけれども、やっぱり時間制限は必要なのかなと。

それと、今まで見てきても、ここの質問に対しては、いや、直接あなた職員のところ行って聞いてきてくださいよと、部下へ、その部署へ行って聞いてきなさいよって、そんな程度のことまでどんだんどんだん、予算、決算の中で話を出してくる方いっぱいいるんですね。だから、それはあえて、例えば会派の中で一回取りまとめをするのであれば、会派の中で取りまとめをした上で、じゃ会派で、ここの部分の質問はねって、関連質問でなんて言ったって、本当のこれ決算のときに質問するようなことか、予算のときに質問するようなことかいま出てきちゃうわけ。

ですから、そこんとはやっぱりしっかりと本人の意見というよりも、やっぱり本人が会派の中でいろんな話をした中でね、これはこうあるべきだっていうことをやっぱりやってく。だから、私の考え方としては、もうずうっと、先ほどのずうっといろんな問題から言ってますけど、議員の裁量としてしっかりとしたもの、政治家の裁量、議員の裁量としてしっかりとしたものをちゃんと出してこうよと。こういうことを、この

あり方委員会でやっぱりしっかりと考えていかなきゃいけない。

実際には、時間のあり方、ここの議員っていうのは、特別委員会っていうのは、予算、決算も全員対象ですよ。でも、他市によっては選出して特別委員会をつくるわけですよ。その人たちがやる場合もあるわけですね。それは当然、自分たちの意見をその人に託してやってくるわけですよ。それには時間制限もあつたり、いやいや、このことが決まるまでっていつて夜中中やつたり、夜にでもやつたりとかつていつて、その委員会が決めてくということもあるわけですね。だから、そういう選出方法もある中で、うちはこういう選出方法をとってんだから、その中ではやっぱり時間制限っていうのは、私は必要性があるのかなというふうに思っているわけです。

細かい決め方については、またその時間によってはいろいろ決め方あると思いますけどね。

○委員（関野杜成君） 私はまとまる方向でっていうところが私の中では、やっぱりそれ一步進むというところを考えているので、尾崎議員が言うように会派じゃなくて個人にというなら、別に私はそこでもいいかなと。ただ、逆に私がもし会派だった場合は、個人というより会派にもらったほうが質疑の量は多くなるんじゃないかって正直思っています。だから、そういう意味で個人のほうがいいというのであれば、私は個人でもいいと思いますし、逆に会派でまとまるのであれば会派でもいいと、その辺については私はどちらでもいいのかなと。

ただ、そこに関してやはり時間制というところで、短過ぎてもやはり今よりも悪くなるのであればよくないですし、であれば、ちゃんとそういったものを議論した上で時間を決めて、何度でも質疑ができる、納得いくまでって言うてしまうと時間に限りがありますけれども、そういった形で皆さんがよしとできるのであれば、私は一人でも、個人に対してでも会派に対してでも、それはどちらでもいいとは思っています。

○委員（床鍋義博君） 私も時間制導入については賛成です。それは、理由は、現在回数による制限ですよ。回数による制限と時間制の制限でどちらかって聞かれれば、やはり時間制のほうが有効だと思います。これは有効じゃないっていう考えであれば、時間が著しく短ければ、それは有効ではないですけども、これはあとは時間の問題だと思うんですよ。それが、それももちろん制限あることですから、延々として話にはならないと思いますけれども、基本的には今一般質問も時間制でやっていますので、その中で十分審議し尽くされてるっていうふうに私は今思っています。

ですから、その点で、これはもう制度としては時間制でいいのではないかと。その後十分ではないと言ったら、その時間の長さをどうするかっていう個別の議論になるのかなっていうふうには思っています。その中で、今関野委員もおっしゃったように、じゃあそれが個人に当たるのか、会派に当たるのかっていうことも含めて、大きいくりの中で時間制に関して導入しましょうと。細かい点については後ほど議論しましょうでもいいのかなと、私もその辺は思っています。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 僕は先ほどは質問をしたんで、要するにこの議員全員を委員とする特別委員会で、それぞれの委員が平等の権利を持って臨んでる委員会で、会派に対する時間制を導入するというのはなじまないではないかという指摘をしたのであって、個人に割り振るべきだという主張では私はないんです。時間制導入そのものが、時間制導入先にありきじゃないんじゃないかっていうことなんです。要するに十分な審議をするために質疑2回ということはやめると。それから、審議日数をふやすと。そのことを確認して具体的にじゃあどう進めるのかっていうときに、今までの審査が後退しないようにするっていうことでやる必要

があるということです、僕は。

○委員長（中間建二君） ですから、あくまでもこの正副の提案としては、あくまでもここであるように、より予算、決算の審査が活発になっていく。また、議員の発言権が保障されるということは大前提だということで申し上げておりますので、その件については尾崎利一議員も御理解いただいた、今御発言だというふうに思います。

それで、じゃあそういった中で、先ほど皆さんからお話あるように、じゃあ一定の日数の中で結論出していかなきゃいけない中で、回数以外にじゃ何で制約をかけていくのか、ルールを設けていくのかっていうことについては、現状の方法としては時間しかないと思いますので、時間で割り振っていくっていうことを御提案をしてるわけですが、もしそれ以外に何かルールを設けていくやり方があるっていうことであれば、もちろんそのことについても議論もできるかと思いますが、現状、現実的には回数以外で一定のルールを設けていくっていうことを考えると時間しかないと思いますので、ただ、これもじゃあ日数をふやすっていうことについてもね、何日間ふやすっていうことについても当然合意をしなきゃいけませんし、今尾崎利一議員がおっしゃったように、その日数の中で今以上に活発な議論が十分な審議ができるのかどうかっていうことについては、当然それぞれ認識を共有しなきゃいけません、いずれにしてもここで今皆さん御意見いただいたように、回数制限っていうルールの中では非常に審議、制約があるということについては、当然一致をしていく。ですから、違うルールでより審査が活発になっていく、議員の発言権が保障されるということについて進めていきたいと思いますということについては一致はできたのかなというふうに理解しておりますので、そこについては、じゃあ確認させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

あと、具体的にじゃあどういうルールのもとで予算、決算委員会を運営していくのかっていうことについては、当然ここで詳細には決められないと思いますので、議会運営委員会もしくは、予算、決算は、そのものは理事会という形で、構成メンバーは議会運営委員会の委員のメンバーではありますが、理事会という形で協議をしていくということになりますので、次の予算委員会から直ちになっていくことには当然いらないかと思いますが、少なくとも次の秋の決算審査のときまでには議会運営委員会もしくは理事会等で協議をして、合意したものについて活性化していく方向で進めていただくと。このような形で合意ができれば、最終報告書の中に盛り込んでいきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 今、時間の問題についてはどういう扱いにするっていうことでしたっけ。

○委員長（中間建二君） ですから、現実的に尾崎利一議員は時間にこだわってらっしゃいますが、時間以外にどういうルールを設けるってことがもしあれば出していただきたいと思いますが、現実的に回数制限を設けなくて何らかのルールのもとに議論を進めようと思えば、時間制度を導入する以外の方法はないと私は考えてますけれども、それ以外にもし方法があるということであれば御提案いただきたいと思います。

○委員（尾崎利一君） 要するに、時間制導入先にありきでは僕はないと思うんです。実際に審議日数を何日ふやすかにもよりますけれども、それで回数制限を払った上で審議をして、それで収拾つかないことになるっていうことであればね、それは考えなくちゃいけないけれども、あくまで十分な審議を保障するっていう考え方から立論すべきじゃないかと。先に時間制限で枠をつくるっていうことではないんじゃないかと思うんだけど。

○委員長（中間建二君） ですから、今ここで私が言ってるのは、時間制を導入するっていうことに対してね、仮に一致できなければ、じゃそこまでは書かないと。だけれども、審議日数を確保して議会が、議論がより

活性化していくために回数制限をなくしましょうということについて、仮に合意ができるのであれば、少なくとも尾崎利一議員の発言からすれば合意できると思いましたが、そこまでは報告書の中に盛り込んでいくと。

ただ、現実的に時間以外でどういうルールがあるんですか、制約がかけられるんですかって考えたときには時間しかないですよっていうことを私は再三申し上げてるんであって、それ以外の方法があるっていうことであれば、御発言をとということによっております。

○委員（関野杜成君） 一応、今の段階では審査を活発にするということ、その2回というのをなくしましょうってというのは多分一致してると思うんですよ。ただ、なくしましょう、これがあり方の回答ですだと、宙ぶらりに逆にしちゃってる状態になるので、であれば、どういう形を求めかかっていうものを、答えをつくった上で、多分議運だったり、理事会だったりに投げないと、全く何もルールをなくした状態で投げちゃってるっていう形になるので、だからその中でいうと一番いいのは、一番いいのかって浮かぶのは時間制というところなのかなというふうには思ってます。

その時間制に関して、今それを会派にするのか個人にするのか。それはまた別のところで考えていこうということであればそれでもいいんですけど、何かしらやはり答えを、方向性を出しておかないと、宙ぶらりんのままでは答えにはならないと私は思っているんで、そういう意味では、その2回というのは皆さんなくして活発にするために何回もやろうと。その中で、じゃどうするかというと、多分時間しか私はないのかなと。その時間に関してどこまで話をするかですよ、ここで。何分じゃないといけない、何分以上じゃないといけないとか、そういうところまで話をするのか、それともニュアンス的にちょっとぼやけた形で、今の審査よりも活発化させるための時間をとるべきだとか、日数を確保すべきだというような答えというか報告という形にしてほしいのかなと私は思ってます。

そういう意味では、時間ありきではなく、あくまでも2回というのが、もうこの中での話ではなくなって、もっとやりましょうというような話になってるわけですから、そこで時間を入れたらどうですかというふうになってるんだと私は認識をしてるところです。

○委員（尾崎利一君） 現実に時間の導入の仕方ってのはかなり多様にあり得るので、その導入の仕方によってはかなりきつくなるっていう可能性もあるんですよ。だから、僕はそれを一番懸念するので、そういうことであれば、現状の審査が後退しないようにするということは確認をしていただきたいと。

○委員長（中間建二君） 再三申し上げますが、審査がより活発になり、議員の発言権が保障される形の中で見直しをしていくということが大前提だということは再三申し上げますので、御理解をいただきたいと思えます。

それでは、おおむね意見が出そろいましたので、先ほど申し上げたような形の中で特別委員会の報告を取りまとめをしまいたいと考えております。あくまでも今申し上げた方向性を明確にしながら、回数制限については見直しをしていくということがこの特別委員会としての結論だということで取りまとめをさせていただきます。

それでは、引き続きまして次の項目に移らせていただきます。2-コ、議場へのパソコンの持ち込みでございます。

2巡目の議論の中で、正副委員長の御提案として、タブレット型のパソコンまたスマートフォンについては、通信機能を活用しないことを条件に議場での使用を認めてはどうかという案に対しまして、賛否両論の

意見がございました。特にパソコン、ノートパソコンそのものを議場での活用を行いたいという御意見があったというふうに理解をしています。

改めまして3巡目になりますが、パソコンを議会審議において活用することの是非について御意見をいただきたいと思えます。

○委員（床鍋義博君） タブレット型パソコン、スマートフォンについて、通信機能を活用しないことを条件に使用を認めるっていう案に対して賛否両論の意見があったんですけども、私はこれも、通信機能も含めてやはりこれは必要だというふうにもう一度主張させていただきます。あくまでも道具の話なんで、持ってくる、持ってこないというのは各議員の個人の判断でいいと思います。それに、だからそれを使わないっていう人は持ってこなきゃいいわけですよ。あくまでもこれは道具なんで、そのことによってどれだけのデメリットがあるのかっていうのは議論の中では示されてなかったと思うんですね。メリットとしては、その場その場で必要な情報を、今ネット社会ですからいろんなもう法律にしろ、今事務局にこれ調べてくださいっていうことをしないで自分で調べられるわけですよ。そういったことをするのにすごく有効だというふうに私は思ってます。

プラス、これも議論の中で出てきたと思うんですけども、今東大和市の例規集がCD-ROMで配布されてると思えます。そういったこともそこで参照できます。これがもし持ち込みもないっていうことであれば、例規集そこで調べようと思っても後からになってしまいますよね。それは後から調べればいいじゃないかっていう議論も出たんですけども、やはりこれだけ瞬時に判断が求められる審議事項も多いですから、そういったことも考えると、やはりその場で調べたいっていう要望は、私は非常に認めます。すごく欲求がありますので、ぜひこれは採用していただきたいというふうに思えます。

以上です。

○委員（関田正民君） 私はね、これは持ち込むのは結局自分が質問するための活用ですよ。（「そうです、それだけではないですけどね」と呼ぶ者あり）大体が主にそうですよね。人の質問に対して例規集一々見てもね、仕方ないわけですよ。自分が答えられるわけで、人ができるわけじゃないから。いや、またじゃそこ考えてる。それで、そういうことであるんだからね、別に必要なしと、今現状でよしというふうに、私はそういう考え。

○委員（床鍋義博君） 実際、これ使う場面想定しますと、自分が質問する場合っていうのはある程度ほぼ調べて質問をしてるので、ほぼそこで調べるってことはまずあり得ないです。100分の中でそれ調べてる時間もったいないですから。主に使うのは、ほかの人の質問であるとか、そういったときにこれどうだったっけなっていうときに使うことが多いのではないかな。そこで、よりほかの人の意見とか質問が理解が深まりますし、そのことによって議員の能力が向上すると思うんです。それは何ら市民に対してデメリットがないっていうふうに思えますし、これが議場の中で、例えば非常に音声が出てうるさいとかっていう話であればまた別の話でありますけども、そういったことをきちっとルール化をしていく中で、どういうふうにして使いましょうっていうことをしていけば、これはデメリットはないんじゃないかなっていうふうに思えます。

○委員（中村庄一郎君） まず、議員としてねって、常に今は情報社会だから、今のことを今すぐ知りたいんだっていうのは、僕は違うと思うんですよ。別にあえてその議会の中で、それは逆に自分で反省しなきゃ、自分で知らなかったことなんだっていうことで反省しなきゃいけないことだと思うんですよ。だから、今ここで調べるんだじゃなくて、それは持ち帰って調べたっていいことだと思うんですよ。



それと、外からの通信ができるっていうことは、議会の中がこれからどういうふうになってくかっていう、そういうのをやっぱり展開をよく考えなくちゃいけないかなっていうのは、まず一つね、必要かと。外からの通信がね、お互いに通信ができてしまうっていうことはね、私は逆に言うとデメリットたくさん出ると思いますよ。この議場の中で起こってることを個人的にあちこち配信してしまうとか、また、外からその議会の中にいろんな意見が入ってくる可能性がある。それを利用するっていうこと自体は、僕はどうかっていうのが、まず一つ思いますよ。

ですから、ただ、今まで電子機器関係については、議会の中ではやっぱり持ち込むことっていうこと自体をすごく規制してたわけですよ。例えば今でも、最近になってこうやって僕は見るけども、じゃ時計はどうなのって、時計のタイマーみたいなもの持ってる人もいるしね。いや、自分で気になって、ずっと計算機持って計算なんかして、本当はあれだっていけないわけなんだよね。計算機で何か計算してる、自分の質問に対して計算機なんかで計算してる人なんかもこうやってちらっと見るけども、いますけどもね、まずはそのところをまずどうしてやっぱりそういう電子機器に関してそういう規制をかけたのかっていうことも一つだし、そうなってくると、今度ね、じゃ電話はどうなのっていう話にもなるわけですよ。電話の機器なんかもどうなのかなっていうこともありますよね。電話、今持ち込んだりしてても、それに対しての規制もやっぱりしっかりとかけないと、今やってることを、例えばほかの人の質問に対してって言ったけども、じゃあそうしたら通信機器があってほかの質問をしてる人が今こんな質問してるんだけど、これどうなんだろうって行って、外でやりとりなんかしたらね、まだこれから答弁をもらわなきゃならないことなんかだあって、こんな質問したよって行って流されちゃったら、だって答弁だ出てくる前に今度市民の意見がどんどんどんどん入ってきちゃったりする可能性だあってあるじゃないですか。

それは扱い方もあるから、それは確かにね、だからそういう意味では、議員の裁量、まずはそのところをやったりしっかりとしてやった上で、ちゃんと規制をかけた上でやしないと難しいのかなと。だから、正副としては、タブレット型のパソコンならまだまだいいのかなと、そういう意味ではね。いろんなデメリットを考えたときには、そういう部分もいいのかなっていう考え方があるわけです。

ただ、私の考え方としては、タブレット型のパソコンを持つくらいだったら、もう少しお前勉強してこいよと。そこで調べることもなんかも、確かにそういうあれなんかも必要かもしれないけども、でも今ここに議会としてやること、そのこと自体を議員として知らないっていうこと自体がおかしいっていうことですよ、僕に言わせれば。

○委員（床鍋義博君） 通信機能に関しては、それは制限すればいいことなんです。通信機能って、例えば外部とのやりとりですよ。それに関しては別に誰かの言うことを聞いて何かやる、それは議員のモラルの問題ですから、そんなことを、可能性があるから便利な道具を使うなっていうことにはならないというふうに思ってます。

そのぐらいのこと、例えばほかの質問に関して、それを言ってることを知らないっていうのは議員の恥だっていうか、そのぐらいは勉強してこいよっていう話なのかもしれないですけど、議員はそれほど僕は万能ではないと思いますよ。自分の得意な分野と不得意な分野ってありますから、知らない部分もいっぱい出てきます。そのことに関して向上心があって、それを勉強、その場でしようとかっていうのは、別に全然僕は恥ずべきことじゃなくて、逆に言えば、それを知らないことをそのままにしておくことのほうがずっと議員としては恥ずべきことだというふうには思ってます。

ですから、外部のやりとりには制限をすればいいこと。ほかの質問に関して、知らないことに関して調べるとかっていうものに関しては、別にもちろん帰ってからやればいいって話もあるかもしれないんですけども、（発言する者あり）それは、だから帰ってやればいいと思ってる人は帰ってやればいいわけですし、そこでやりたいと思えばそこでやってもいいというふうには思います。

答弁の云々とかってありましたけど、それも別に制限すればいいことなんで、全然デメリットはないんじゃないですかね。

○委員（関田正民君） 原則はね、一般質問してますよね、他の議員が。それをほかの議員が聞きますよね。それが原則なんです。関田さんがこう言ってるからって、自分がこれすぐすぐ調べてどうこうするんじゃない。聞いているのが原則なんです。いいですか。言われてるから、関田さんこれ言ってるから、じゃこれ調べる、それじゃ話聞いてないんですよ。だから、わかりやすく言えばよ、機械は要らないんですよ、議場には。

○委員（関野杜成君） いや、聞いているからこそちゃんと理解をした上で聞かないといけないんですよ。わからないなってなった状態でその人の質問を聞いてても、何をどう言ってるのかわからないわけですよ。だから、こちらでそのときに調べて、こちらでわかることによって、その方の質問がより一層わかってくるわけですから。

先ほども言われたように外とのやりとりとか、そういったものっていうのは基本的にはやらないのは当たり前であって、あくまでもここで持ち込む理由というのは、そういったものを調べたり見たりするためのものですから、基本的に、ここにはタブレット型のパソコンとスマートフォンについてありますけど、正直私はタブレット型パソコンとか、私も持ってますけど iPad とか、そういうのだけだと思ってます。逆にこのスマートフォンってなってくると、ちょっとまた物が違ってくると思いますし、スマートフォンの大きさを調べられるかっていうのもやっぱりありますので、そういう意味では、やっぱり調べるというところでは、私はタブレット型パソコンだったり、iPad だったり、そういったものなのかなと。

これについては、やはり必要と思ってる方と必要と思ってる方、分かれると思うんですよ。人それぞれのやり方というところになってきますから。だから、そういう意味では、持ち込んだとしたときに、これはやっちゃいけないとか、当たり前のことですけれども、そういったルール、そういったものを決めていけば、別にこれとって議場でそういうものを使ったとしても何ら問題はないと私は思っております。

と同時に、役所側も議会側も私は好きなかなと思ってるんですけど、ある意味導入してる他市を調べると、ほとんどがもう導入してるんですよ、半分以上、3分の2以上という形になりますけれども。だから、そういう意味では、別に実際そういったものを導入していて問題が起こっているということも出ておりませんし、そういう意味では規制する必要はないのかなというふうには思っております。

○委員（尾崎利一君） 私としては、便利な機器で審議に活用できるというふうに、その議員が判断するのであれば、持ち込んでいいんじゃないかというふうに思います。

私自身のことで言うと、いろいろ議場に資料などを、自分の質問のときや、そうじゃない議案の審議のときにもいろんな資料を持ち込みますけども、うちは狭いものですから、どんどん捨てないうちの、部屋の中もういっぱいになっちゃいますので、パソコンの中にどんどん読み込んでいるんですよ。だから、ペーパーレスとって意味でも、パソコン1台あるとかなり、注目すべき新聞記事なんかについてもそこに取り込んでおいたり、あっ、これはそのうち市のホームページから消えちゃうから、こっちへ残してお

いたほうがいかなっていうものを残しておいたりっていう形で活用してますので、議案審議のときに紙を大量に持ち込むよりもパソコン1台持ち込むことによって、そういう紙の無駄なども含めて削減できるのかなというふうにも思いますから、やはり、僕もスマートフォンっていうのはまだ使っていないし、タブレット型パソコンも持っていないので、立ちおくれないように、そういうのも購入しなくちゃいけないかなとは思ってるところですけど、いずれにしても日進月歩でそういう機器が進歩して、それが活用することによって議案審議等についても十分活用できるんだって判断があれば、それはそれを使ってゲームをしたりとかいうことはもちろんいけないわけですけども、議案審議に役立つということであれば積極的に導入していいんじゃないかというふうに思います。

○委員（御殿谷一彦君） 流れとして、確かにさっきおっしゃったように、いろんな議会がいろんなところでやってるっていうのは、ちょっと懸念されるのは、デジタルディバイドっていうのか、要はこういう機器を使えない人、持っていない人に対してどういうふうにしていくかっていうところがちょっと問題かなって思います。要はそれ言っちゃうと、自動車持っていない人に対して自動車与えるかって話になっちゃうんで、そこはちょっとあるんですけども、何か考慮が必要かなっていうふうにはちょっと思うんですね。その辺は何かうまく克服できれば、こういうタブレット型パソコンをみんなですら使うっていうのはいいんじゃないかなというふうに思ってます。

私の持論としては、行く行くはタブレットパソコン皆さん持っていて、いろんな資料をタブレットパソコンに全部流していただいて、そこでみんな見れば全然ペーパーレスになるんじゃないかなっていうような、ちょっと持論を持ってるんですけど、そういう意味では使ってみるっていうのもいいんじゃないか。

ちょっとこれ提案なんですけども、今まで余りやってみるっていうのはあんまり、ちょっと試してっていうのはあんまり好きじゃないんですけども、これに関してはちょっと、それこそこの委員会でしたっけ、一度試してみて、余りちょっと利用率がよくなかったんですけども、一度ちょっと試してみるっていうのも手じゃないかなっていうふうにも思ってます。

○委員（中村庄一郎君） じゃ委員会で試したんですね。（御殿谷一彦委員「そのときにはね、余り持ち込みがなかったの」と呼ぶ）いや、それでその委員会で試したことはどうなんですか、私なんか聞いてないけど。どうして、試したのにそれ、（発言する者多し）だから、私に言わせれば、そのときに何で利用価値がなかったんですか。それで皆さん何で使わなかったんですかって私はまず聞いてみたい。だって、この場で使おうっていうのが、まずそうだったんでしょう。それには何か皆さんあったんじゃないんですか。それがまず1点と、それから、先ほど来言ってるように、調べることは、それは個人個人の判断で家へ持ち帰るもよし、それは確かにそのときに調べたいっていう人もいいかもしれない。ただ、もう一つは、先ほど来から言ってる情報の漏えいとかいろんなところから入ってくるっていうのはね、それは私もさっきから言ってるように、その人、使う人ですよ。その人の本人の裁量ですよ。だけど、裁量裁量っていったって、さっきから皆さん言ってるじゃないですか。この通年議会のことだって言ってるじゃないですか。人によってみんな違うんでしょって言ってるじゃないですか。そしたら裁量じゃなくて、それは今度はだって規制をかけて、きちっと電波が外に出ないようにしなくちゃいけないんじゃないんですか、そういうところは。そういう経費もかかるんでしょ、結局。そういうふうにしなくちゃいけないんでしょっていうことになると、例えばパソコンの規制にもしなくちゃいけない。例えばタブレット型にしなくちゃいけない、何しなくちゃいけないっていうことにもなってくるわけでしょうってことなんですよ。そうですね。

だって、さっきの意見だって、どここの市長がどうだったの、議長がどうだったのって、それだって人の裁量だって言われちゃってますから、そうじゃなくてこういうことも利用するのも人の裁量であれば、それをしっかりとできないようにするのは我々議会の考え方でしょ。そういうふうにしなきゃおかしいでしょ、だって。だから、そういうものも含めて今はまだ少し時期尚早なのかなというふうには私は考えております。

それと、ですからさっきも言ったように、何でじゃ委員会で実施してみようっていうときに1人しか持ってこないで、ほかの人持ってこなかったんですか。それは今皆さんが主張してる言葉とは全然裏腹ではないでしょうかね。

○委員（関野杜成君） この委員会で持ち込みということだったんですが、1回だけ。そのときにはネットに関しては使わないというような制限がありました。そういう意味では、ノートパソコンであれば、例えば条例を見るということであると、ノートパソコンであればCDを入れて見ることが出来ますけれども、iPadというものになると、実際CDを入れる場所もなければ、そのシステムを落とす方法がなかったので、結局はiPadでもし見た場合については、ネット通信がないとそれが見れなかったというような理由もありますし、だからそういう意味で今回のところでネット通信、通信機能もということでのお話を、さっき床鍋委員もさしていただいております。

それと同時に、先ほど言われたように、人それぞれというところのお話がありましたけれども、ちょっとあり方ではなく、ちょっと代表者で、代表者会議で一度あったと思うんですが、予算、決算委員会の資料に関してなんですが、たしかあれは自民党の会派さんだけは家のほうにお持ちすると。その他会派の方は会派室でいいと。それでたしか決まった経緯が私はあると思うんですけども、それというのも正直そこだけを見ると、全会一致でもなく、じゃあ自民党さんだけ欲しい、そういうふうにしてもらいましょうという、個人そこそこによって内容が変わってるわけじゃないですか。であれば、別にこういうものに対して、欲しいと、使おうと思ってる方々がいるわけですから、そういうものを使えばいいわけですよ。

そういうところで、じゃあ自民党さんがどういうところに問題点を置いてるかというところで、先ほど外とのやりとり云々とか、そういうもの。そういうものはルールとして決めていけば私はいいいのではないかなというふうには思っております。

○委員長（中間建二君） ちょっとお待ちいただいて。今ちょっと関野委員がおっしゃった内容でちょっと違ってるところが、初めのパソコンの持ち込みの件ですけども、あのときにはタブレットでなければいけないということではなくて、あくまでもパソコンそのものを1回においては持ち込んでいいですよっていうことを確認をしたということですね。通信についてはないということでした。

それで、例規集の話が前回から出てましたが、私もiPadを使ってますけども、iPadにCD、DVD等のデータをコピーをしてダウンロードすることは、仕組みとしてはそういうソフトがありますので、十分に私は現実的にドロップボックスというソフトを使ってコピーしてますので、iPadだからDVD、CDのデータがコピーをできないっていうことは現実的にはないですね。

それで、あと通信機能そのものについては、前回のときの1巡目の議論のときに確認したお話として、要はさかのぼっての数年前に議会でパソコンを持ち込んだほうがいいのかどうか、その是非について議論したときの、そのときの検討内容、意見としてはですね、結局若干、先ほども意見がありましたけども、議会は議員に限られた空間というか、委員会室なら委員会室、本会議なら本会議場という一つの空間の中で、議員と

しての議論を戦わせて結論を得ていく場所であって、それが自由に議場外の人と通信が、やりとりができていったときに、その委員会とか本会議場での議論が、それ以外のところの情報だとか指示によって物が動いていくっていうことに対してを、そういうことは議員として考えなきゃいけないんじゃないかという意見があって、結果的にやはり外と通信ができるものについては制約したほうがいいねっていう、そういう議論が過去にはあったんですね。

ですから、1回限り持ち込むっていうことについてのときにも通信機能については制約をかける。また、今回の正副の案としても通信機能を活用しないっていう前提を置くっていうことは、そういう考え方のもとに提案をしたっていうことについては御理解をいただきたいと思います。

今あとじゃ自民党さんのほう、もしあれば。

○委員（関田正民君） 最初に、このこと議論する気はないんですが、資料配付の、自宅の届けたあれ、自民党会派としては一切変なことやった覚えはありません。

これはここで議論することじゃないから言わないけど、ただ、これは大事なことから1点ははっきりと言っておきます。何にも変なことはやってません。私たちはもとに戻しただけ。させてもらっただけ。もうこれ以上議論する気はない。あとは幾らでもしますけど、この場で議論することじゃないから。ただ、間違ったことだからはっきり言っておきます。誤解がないように。

それから、本題に入りますけど、私はこれはもう幾ら議論してもね、ちょっと意見の食い違いが大きい、格差が大きいんで、もう答えなくてもいいと思うんですよ。私は現状でよしというほうでございます。

以上。

○委員（中村庄一郎君） まさに今言うところで、今ここで話すことはね、パソコンの話で議場の中の話でありますから、その資料配付の問題とか、そういう問題じゃないわけですよ。

それともう一つは、自民党だけ届けてるっていうんじゃなくて、それはちゃんと確認してるわけですよ。皆さんはどうしますかって、ほかの会派の方どうしますかって、私たちそういうことちゃんと言ってるんですよ。（関田正民委員「みんなの前で代表者で言ってるんですよ」と呼ぶ）そうよ。だから、どうやって書類をお届けしますかと。うちの場合は会派の会派室に来る人もいるし来ない人もいるし、そうなるのとね、資料をいただいた時期がやっぱり変わっちゃうわけですよ。そのタイムロスがあるわけですよ、みんな会派の中でも。それが、来てから初めてわかったりとか、その連絡はいただいているけど来なかったっていう人もいるから、今まではちゃんと配付してくれたんだから配付してくださいねと。それについては議会事務局だって、みんなほかの会派の人なんかにはちゃんと確認とってやってるわけですよ、だってそれ。

（関田正民委員「代表者会議でやってる」と呼ぶ）だから、それをこんなとこであれしちゃだめですよ。それはとんちんかん。

それともう一つは、話は戻します、話は戻す。だって、実際にじゃこの委員会の中で使おうといたら、何で1人だったんでしょうか。それは僕はよく聞きたい。だって、皆さんの中で精査して試してみようっていうことの試みだったのに、なぜ皆さん持ってこなかったんですか。それはちょっとおかしいじゃないですか。あり方委員会ですらまず試さなきゃいけないような中に、1人しか持ってこないで、あとの皆さん持ってこない。ところが、持ってこないのに、こういうことがあっていいんじゃないか、ああいうことがあっていいんじゃないかって、ここで論議するのはおかしい。自分たちですら使ってみて、やってみようっていう話の中でそれが進んでなかったこと自体が、私はやはりこれはまだ時期尚早なんじゃないかっていうことです。

(関田正民委員「もう答えは出てる」と呼ぶ)

○委員長(中間建二君) 本題に入って、この議場へのパソコンの持ち込みということで御意見いただきたいと思えます。

○委員(関野杜成君) 議場へのパソコンの持ち込みなんですけれど、何か熱くなってるんで、ちょっと私の言葉が足りなかったのかなというところで、別に何かやってるとか、悪いことやってるなんてことは一言も言ってません。逆に先ほど、今お答えされたように、初めは会派室でいいんじゃないかというような話があって、今関田議員がそういうふう(発言する者あり)いやいや、戻すじゃないですよ、そういうふう(発言する者あり)に言うてるから、こっち答えてるんですから。そういうふう(発言する者あり)に個人によって来れる人、来れない人がいるから持ってきてほしい、それは俺は別に間違ったことだとは思っておりませんし、もともと配ってたものですから、そういうふう(発言する者あり)にしてほしいという自民党さんの意見があったから、じゃそれはそれでいいんじゃないですかと、そういう方々がいるわけですから。というようなことがあって、それで皆さんオーケーしたわけですから、ある意味今それをこのパソコンというものに持ちかえたときに、今こちら側はそういうものが必要ですと。自民党さん側としては要らないって言うてるのであれば、必要だと言ってるようなところに関して、それはじゃあ必要だったら持ってきなさい。ただし、このルール守れよっていうような、そういうふう(発言する者あり)にしていけないと全く話が進んでいかないんじゃないかなということで、どうですかっていうような意見で私はお願いをただけなんですけれども、何でそこで熱くなっちゃったのか。私の言葉尻の問題なのかなと思ってますんで。

だから、そういう意味では、それと同時に一番初めになぜ1人しか持ってこなかったのかっていう中村委員さんからの質問ありましたけれど、初めにこれについて意見を出したのは私と床鍋委員さんだけです。今回は尾崎委員さんだったり御殿谷委員さんも、そういうルールだったり、そういうものだったりっていうのがしっかりできればいいんじゃないかなっていうような意見を今回私も初めていただけてうれしいんですけど、そういう意味では、初め出したのはここだけで、床鍋さんは、そのときは持ってきたと。私が持ってこなかった理由は、先ほど委員長のほうからもドロップボックスというものがあって、インストールできるというようなことだったんですけど、私がちょうど調べて一生懸命やってたとき入らなかったんですよ。なので、私はそのとき通信機能が使えないのであれば、そのとき持ってきてもだめだと、意味がないということで、私は持ってこなかったということだけです。これだけはお伝えしておきます。

そういう意味では、ある意味これから先、やはり何かしらそういうような流れになるかどうかっていうのは、議会が皆さんが決めて行っていくというような流れなんですけれども、やはりできればそういうような形で私たちは調べたいというときが出たときに、もちろん通信機能が合ったほうが調べるに有利、有利という言い方も変ですけど、ダウンロードしてファイル化していなければ、逆に持っていたとしても、それが調べられないというところになるので、できれば通信機能を入れていただきたいと。

ただし、やはりその懸念の部分ですよ。皆さんが言うてるように、懸念の部分で外とのやりとりとか、そういったことっていうのは基本的にはあっちゃいけないことですし、それをやるということを前提に私たちもこれを提案してるわけではありません。あくまでもそういうものを調べるという点での提案なので、御理解をいただければなというふうには思っているんですが、再度いかがでしょうか。

○委員(関田正民君) 幾ら議論しても、ちょっと考え方の差が大きいんで、私は現状維持ということで提案して、これ以上発言する気はありません。また、合意する気もありません。

○委員（床鍋義博君） 情報漏えいの話出たんですけれども、情報漏えいに関しては基本的にそこでリアルタイムにするのも持ち帰って家でやるのも同じことなんです。それはもう議員のモラルにかかわることですから、それに関しては情報漏えいが可能性があるから時期尚早じゃないかっていうのはちょっと違うのかな。

実際問題として、今現在世の中の流れとして、パソコンの導入はふえてます。年々ふえてます。最近では逗子市が今試験的にまた今やろうとしています。道具ですから、どんどんどんどん新しいものが出てきたときに、それにやっぱり対応していくっていうのは必要だと思うんですね。それがいつなのかっていう判断なのかもしれないですけども、もうだんだんだんだん導入する市議会がふえてきて、東大和市は、ちょっと離れますけど、前回、磁器食器の話私したときにも、ほぼ市内の東京都内の80%、90%が導入してるにもかかわらず、まだこっちは違うのかよっていうふうに思ったりもすることで、かなりいろんなことに対して右見て左見てっていうことをやってる中では、やはり議会、せつかく議会のあり方に関する調査特別委員会などで、できるだけ先進事例となるような、そういったことも試してみても別にいいんじゃないかなと。

それに関して一番最初にやれていう、本当はやってほしいんですけども、でも今回はもうそうでなくて、ほかに導入してる事例が結構あって、弊害もいろいろ出てきたり、調べれば出てきます。今話された懸念のようなこと、例えば情報漏えいに関しては余り出てこない。だから、その辺はやはり導入したからといって無制限に使ってやるっていうのは、やっぱり議員ですからモラルありますから、そういったことがどんどんどんどんいくっていうのはなかなかないんじゃないかなって。もしあるのであれば、やっぱりそれは規則で縛ればいい話であって、それが危険性があるから道具がだめですよっていうのであれば、例えば包丁って人殺す可能性があるから包丁なしにしましょうなんて話に極端になってくるのかなと思いますので、便利な道具は使いましょうよって、ただ単純なそれだけの話なんです。それに対してデメリットがあるようであれば、それはいろんな規則をつくってやっていきましょうねっていう話だと思います。

以上です。

○委員長（中間建二君） そろそろ意見の集約にかかりたいと思いますが、なかなか、3巡目の議論まで重ねてきましたけども、ここまでの議論を見ておりますと、なかなか一致を見るというところまでは至らないかなというふうに委員長としては理解をしておりますが、取りまとめの方法につきまして御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。取りまとめの方法について御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

意見がないようであれば、ここまで3巡目重ねた中で、議論としては平行線、持ち込むことによるメリット、デメリットを含めて平行線でございますので、全体的な一致を見るということにいかないのかなというふうに委員長としては理解をしておりますが、よろしいでしょうか。

○委員（床鍋義博君） それはあれですか、報告会においては両論併記という形になるっていうことですかね。

○委員長（中間建二君） 過去のものもそうですし、最終的に一致しないものについて、特にこの問題については3巡目まで持ち越してきたわけでございますので、当然のことながら両論併記する形に報告書の中ではなろうかというふうに思います。

よろしいでしょうか。それでは、この問題につきましては、今御意見いただいたような形の中で、両論併記という形で取りまとめをさせていただきたいと思います。

続きまして、残り時間が短いわけでございますが、4-Iの政務調査費のあり方について御意見をいただきたいと思っております。

2巡目の議論の中で、3点持ち越した内容がございます。1点目といたしまして、使途基準を緩和していく方向性の御意見がございましたが、具体的に備品購入の扱いについてどうしていくべきか、また、図書購入の取り扱いをどうするかということで御意見がございました。また、2点目として、政務調査費を活用した内容の公表についての取り扱いについて協議を続けるということになりました。3点目として、会派への交付を議員個人への交付に変更してはどうかという御意見もありましたが、この点についても協議を行うということで確認をさせていただきました。

以上の3点について、御意見がある方は御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） まず、2点目の政務調査費を活用した内容の公表についてですけれども、現状でも全部領収書がついて管理をされてるという状況だっというふうに私は理解してますので、これは情報公開請求の手續がなければ公にされないということではなくて、議会の側から積極的な公表を行っていく。その公表の手段としては、議会報になるのか、ホームページになるのか、もちろん現物の領収書確かにあるのかどうかということであれば、議会事務局に来て閲覧することができるってということも含めて公表していくという形で進めるべきではないかと思えます。

それから、この図書購入については基準をどうするかっていうことはあると思うんですけども、現状では1万円以上ですか、1万円を超えるとですか、図書と認められないということで扱われてるということで、ここはちょっと市の基準との整合性どうするかっていうことはあるとは思いますがけれども、議員活動、議会活動に必要な図書の購入について1万円というのはちょっと少額に過ぎるのではないかと。一定の、そうはいつでも50万円、100万円なんていう本があるのかどうかかわからないけど、どうするのかっていうあたりはね、ちょっと緩和はここは必要なんではないかというふうに思います。

○委員長（中間建二君） 今御意見いただきましたが、皆さん御存じだと思いますけど、政務調査費のあり方が政務活動費ということで自治法が改正になった中で、代表者会議、また議会運営委員会の中で、この取り扱いについて確認がなされて、今議論が進んでおります。

そこで、代表者会議、また、議会運営委員会の中では使途基準の問題については、当面の改正においては現状維持としつつ、条例改正が整った後に改めて使途基準の緩和の問題については議論を行うということが確認をされております。

また、内容の公表についても、法律上、議長に努力義務が課せられたってことがございますので、議会としての公表、情報の提供についても取り組んでいくという方向性も確認をされております。

また、3番目のこの会派交付から議員個人への交付が可能かどうかということについては、今議論がなされてないわけでありましてけれども、この特別委員会としての議論の中でどこまで踏み込んでいくのかということもございますので、前回のときにも申し上げましたが、法律が変わった以上、代表者会議、また議会運営委員会での議論に委ねざるを得ないんじゃないかという認識で前回お話をいたしましたので、その上で特別委員会としても調査項目にしてるので、きちっと特別委員会としての意見として取りまとめをしていきたい、またこういうことを方向性出していきたいということで一致ができれば、そのことについては報告書の中に入れていきたいというふうに考えておりますので、その点の御認識の上でさらに御発言、御意見のある方はお願いいたします。

○委員（中村庄一郎君） なかなか皆さんのほうから意見がすぐに出てこないみたいなんで、じゃ。

まず1点、使途基準の問題ですね。これについては何か先ほど書籍が1万円っていったって、あと、何か現在



市のほうでは備品は3万円ということですね、ということらしいですね。図書購入の取り扱いどうするかということですが、ここのところにつきましては、消耗品として、要するに備品以外のものっていう考え方として、品目をやっぱりたくさん規定してくる必要があるのかなと。今のようにちょっとこれはだめとしか書いてないので、そうじゃなくてこういうものについて、こういうものについて、ある程度の品目を皆さんから出してもらって、これを規定していく必要があるのかなというふうに思うわけです、1番目についてはですね。

2番目につきましては、政務調査費を活用した内容の公表についてですけど、これは公表は、常に公表するんじゃないかと、例えば議会事務局へ来れば、それは確認できますよっていうふうな通知だけでいいのかなというふうに思っております。また、この件については代表者会議とか議運に委ねていただいたらどうかというふうにも思っております、詳細についてはですね。

あと、3番目の会派の交付って、これ議員個人への交付っていうのは、私もちょっと議員個人っていうの主張っていうか、意見として出さしてもらったんですけども、実際には今1番と2番のいろんな問題を踏まえますと、なかなか事務局の負担もかなり多いようなんですよね。要するに細かい今度はいろんな細目にわたっていろいろ規定してくると、それについてどうだっていうか調査もしなきゃいけないし、個人個人になると、個人個人の全部それもあれしなくちゃいけないってなっちゃうんですよね。

ですから、基本的には私も個人というふうに思ったんですけども、1番、2番をいろんな形でこれから決めていく、細目について決めるとか、その取り扱いの調査の公表についてというふうな、1番、2番の問題についていえば、やはり3番の問題はやっぱり会派にすると。ただ、会派の中できちっとした取り決めをしてもらおうと、そういうふうなことにしないと、なかなかお金の扱いなんです、非常に事務局の負担も考えますと大変なのかなと。ですから、私はそういう意見であります。

ですから、1番は消耗品費としての、その品目自体を細目まで一応規定すると。それから、2番にしては代表者会議と議運に委ねると。それから、3番としてみれば、会派への交付ですね、これにしていだければ、それでいいかなというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） 済みません、きょう午後予定があるという方もいらっしやいまして、午前中だけの議論ということで確認をしてお集まりいただいております、この今の御意見いただいた部分の問題につきましては、きょうの意見集約ではなく、もう一度次の委員会で結論を出していくということで、先送りをさせていただきますと思います。

このきょう御議論いただいた中での4点目の問題ですけども、政務調査費のあり方について、再度次の委員会の中で御意見をいただき、3巡目の議論としての取りまとめを行っていきたいというふうに考えておりますので、きょうはこの点についてはこの程度とさせていただきますと思います。

---

○委員長（中間建二君） 続いて、議会基本条例につきましても……

○委員（関野杜成君） 別にそんなこれから議論が長くなる流れじゃないと私は思ってたんですけど（発言する者多し）何か……。

○委員長（中間建二君） ですから、それぞれ御意見、御発言があるかと思っておりますので、きょうのところはこまでとさせていただきますと思います。

続きまして、議会基本条例についての御議論でございますが、引き続きこの2巡目の調査項目が終わった

後に議会基本条例について議論を行うことで確認させていただきたいと思いますので、次回の持ち越しとなります。この政務調査費のあり方についての議論が終了した後に、議会基本条例について特別委員会としてどのように取りまとめていくのかについて、意見集約を図っていきたいと考えております。

また、2巡目の議論に入る段階で確認をしてございますが、追加項目につきまして、全会一致、皆さんのほうで全員が追加項目として取り扱うべきであるということで確認がとれたものについて議論を進めるといことで確認をしてございますので、次回28日、特別委員会を開催する予定となっておりますが、次回のときにそれぞれ追加項目が、議論がこれまで漏れているもしくは補足的に議論すべきであるという項目がありましたら御提示をいただきまして、委員会の中で合意ができたものについて議論を継続をさせていただきたいというふうに考えております。

---

○委員長（中間建二君） 続きまして、2月14日に予定をしております竹下譲先生をお迎えする研修会について御報告を申し上げます。

当日先生にお話しいただきたい内容について御希望がありましたら、1月10日までに御提出をいただきたいということをお願いをさせていただきましたが、3名の方から御意見を頂戴いたしました。3名の方の御意見を踏まえ、また私のほうでも幾つかつけ加えをさせていただきまして、竹下先生にはお伝えをさせていただきたいと考えております。具体的な内容といたしましては、1つには当市議会でのこれまでの議論の結果として、議員定数、報酬等については現状維持をしていくということで確認をなされましたけれども、議員定数や報酬のあり方について、どのような視点で検討し、市民の理解を得ていくべきかということが1点、それから、住民が求める議会のあり方、理想像とはということが1点、また、地方分権の時代における議員と市民の果たすべき役割についての、この3点について御指導を賜りたいというふうに考えております。

また、皆様からお寄せいただいた個別の御意見、御要望といたしまして、1つには議会改革の全国的な成功事例、また失敗をしている事例等について御教示をいただきたいということ、それから、議会基本条例について、条例を制定していく上での注意すべき事項、視点等について御教示をいただきたい。それから、またその他の項目としては、サイレントマジョリティーと言われる少数派の意見を議会として受けとめていくにはどういう工夫が必要か等々について、皆様から御意見を頂戴いたしましたので、この点も踏まえて竹下先生にはお話をいただきたいということで、御要望をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、御報告でございます。

また、2月14日の件につきましても御意見をいただければというふうに考えてございます。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中間建二君） これをもって平成25年第1回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 0時 4分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二